

令和 2 年 4 月 27 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



諮詢期限の延長について（通知）

下記の苦情の申出に対し、対応の準備等に時間を要しているため 30 日以内に情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢を行うことができません。

なお、諮詢の予定時期につきましては、本日から 2 か月程度かかる見込みです。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

司法修習企画運営システムに基づき作成された以下の文書（直近に作成されたもの）

①司法修習生の成績管理のために印刷した文書

②司法修習生に関するデータ分析のために印刷した文書

2 苦情の申出がされた日

3 月 24 日付け（同月 26 日受付）

担当課 秘書課（文書室）電話 03（3264）5652（直通）

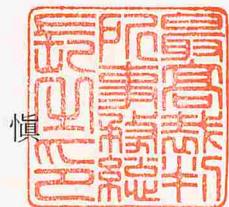
最高裁秘書第1331号

令和2年6月29日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

1月14日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

司法修習企画運営システムに基づき作成された以下の文書（直近に作成されたもの）

- 1 司法修習生の成績管理のために印刷した文書
- 2 司法修習生に関するデータ分析のために印刷した文書

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第1499号

令和2年7月6日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、  
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

司法修習企画運営システムに基づき作成された以下の文書（直近に作成された  
もの）

（1）司法修習生の成績管理のために印刷した文書

（2）司法修習生に関するデータ分析のために印刷した文書

2 苦情の申出がされた日

令和2年3月26日

3 謝問番号等

（1）謝問番号

令和2年度（最情）謝問第5号

（2）謝問日

令和2年6月29日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第1500号

令和2年7月6日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

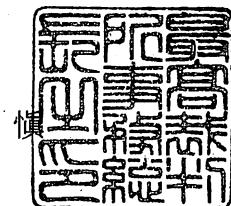
諮問番号 令和2年度（最情）諮問第5号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和2年6月29日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



### 理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

#### 記

##### 1 開示申出の内容

司法修習企画運営システムに基づき作成された以下の文書（直近に作成されたもの）

- (1) 司法修習生の成績管理のために印刷した文書
- (2) 司法修習生に関するデータ分析のために印刷した文書

##### 2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、1月14日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

- (1) 本件開示申出に係る文書については、司法修習企画運営システムの帳票・データの出力機能を用いて出力した帳票のうち、1の(1)及び(2)に該当するもので、直近に作成したものと整理した。
- (2) 司法研修所では同システムを利用して司法修習生の成績管理業務を行っているが、同システムの帳票・データの出力機能を用いて出力した帳票は印刷していない。

また、同システムを利用して司法修習生の人数や男女比等のデータ分析業務も行っているが、同システムの帳票・データの出力機能を用いて出力した帳票も印刷していない。

(3) よって、原判断は相当である。